

青少年健全育成条例に基づく有害図書類の指定について（通知）

青少年健全育成条例（昭和35年宮城県条例第13号）第18条第1項の規定により、次の図書類が青少年に有害な図書類として指定（個別指定）されました。

指定告示年月日 令和3年6月18日 告示番号 宮城県第503号			
種類	図書類の名称	雑誌コード等	発行所
雑誌	恋愛白書パステル 2021 7	19625-07	株式会社宙出版
雑誌	実話BUNKA超タブー 6月号 2021	05159-06	株式会社コアマガジン
雑誌	女子アナスクランブル!!! Vol. 6	69491-74	株式会社楽楽出版
書籍	おすわり、よくできました	ISBN978-4-8019-7277-3	株式会社竹書房
雑誌	まんが誰もが知りたい衝撃実話裏の ウラDX どうかしてる人格崩壊話	53456-09	株式会社コアマガジン
雑誌	ラヴァーズDX Vol. 2	68544-47	株式会社大洋図書
雑誌	実録JOKER 2021年7月号	08019-07	株式会社ダイアプレス
雑誌	臨増ナックルズDX vol. 25	68544-76	株式会社大洋図書
雑誌	ナックルズ極ベスト vol. 31	68544-45	株式会社大洋図書
雑誌	裏モノ JAPAN 2021 7	01805-07	株式会社鉄人社

【注意】

- 有害図書類を青少年（18歳未満の者）に販売し、貸与し、視聴等させたりしてはいけません。
- 有害図書類を陳列するときは、規則で定めるところにより、一般の図書類と明確に区分（不透過性の仕切り版の設置や間仕切り内への配置等）し、見やすい箇所有害図書類である旨の表示（「成人コーナー」であることや18歳未満の方は閲覧、購入等できない等）をしなければなりません。
- 有害図書類を自動販売機等に収納してはいけません。
- 既に収納されている図書類が有害指定を受けたときは、直ちに自動販売機等から撤去しなければなりません。
- 卑わいな姿態や性行為等を被写体とした写真又は描写した絵で、規則で定めるものを掲載するページの割合が高い場合（総ページの20%以上）等には、個別に指定を受けるまでもなく、青少年健全育成条例第18条第2項の規定により、有害図書類として指定（包括指定）されますので、十分に内容を確認のうえ、該当する図書類については、個別指定された図書類と同様に取り扱ってください。

※ これらに違反した場合は、30万円以下の罰金が課せられることがあります。